

# 療育手帳 **新規**交付 申請手続きについて【18歳以上】

ご申請は、次の書類をそろえて 西宮市 障害福祉課 へ直接提出してください【郵送不可】  
受付時間は、9時～12時、13時～17時です（12時～13時は受付できません）

＜新 規＞      ■・・・必須の書類      □・・・該当する場合のみ

- ① 療育手帳交付（更新）申請書
- ② 調査表（両面） ⇒ “療育手帳の申請の理由”については、別添の用紙「療育手帳申請理由書について」にも、できるだけ詳しくご記入ください（任意の用紙でも可）
- ③ 同意書
- ④ 写真 1枚 <<縦4cm×横3cm>>      ・・・・裏面に氏名を記入してください  
⇒ 背景は無地で、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの（白黒、カラーいずれも可）  
既定外のサイズや写真専用紙でない、顔がはっきり写っていないものは不可
- ⑤ 学校の成績表（成績証明書）と母子健康手帳の写し
- ⑥ ア～エのうち、ひとつ以上の資料（18歳未満の時の様子がわかる資料）
  - ア 証明書（療育手帳申請用）または精神科医師による診断書等（写し可）  
（例） 診断書、医師意見書、診療情報提供書、特別児童扶養手当診断書、  
障害基礎年金診断書、自立支援医療用診断書、精神障害者保健福祉手帳診断書
  - イ 特別支援学校や特別支援学級に在籍していたことがわかる資料（写し可）
  - ウ 教育、療育その他の相談支援機関等の資料（写し可）
  - エ 18歳までの本人の様子を知る両親以外の人からの情報をまとめた状況報告書（任意様式）
- ⑦ 新規交付申請調査表  
⇒ 申請受付の際に市職員が聞き取りをして記入します。ご協力ください
- ⑧ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し  
⇒ 所持されている方のみ
- ⑨ 発達検査の結果（写し）  
⇒ お持ちの方は、ご提出ください

不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市 障害福祉課  
0798-35-3194

【裏面有り】

障害福祉課使用欄

- 新規      ⇒ □①～⑥      □⑦ 職員が記入      □写真（後日不可）      □あれば⑧+⑨
- キャンセル対応や面談日等の希望確認。希望があればふせんに記入
- 県から追加資料を求められることが多い旨、お伝えする

## <手続きの流れ>

申請から交付まで、通常6ヶ月程度かかります

- ① 申請書類を西宮市（障害福祉課）へ提出
- ② 西宮市（障害福祉課）から「兵庫県立知的障害者更生相談所」（以下「県知更相」）へ申請書類を送付。（県知更相が書類確認後、追加書類を求められる場合もあります。）
- ③ 「県知更相」から連絡のあった面談日程を、西宮市（障害福祉課）から申請者へ通知
- ④ 「県知更相」にて、**面談** . . . 面談は、複数回となる場合もあります
- ⑤ 「県知更相」から西宮市（障害福祉課）へ療育手帳を送付
- ⑥ 西宮市（障害福祉課）から申請者へ**手帳受け取りの案内**を送付
- ⑦ 療育手帳のお受け取り（障害福祉課の窓口で福祉サービス等の案内をいたします）

### キャンセル対応 とは . . .

面談日直前に、キャンセルにより急な空きが出た場合、その空いた日時に面談を希望されることです。常に連絡が取れ、急な日程（翌日など）でも面談可能な方に限られます。

- ➡ ご希望の方は、メモ用紙等に「キャンセル対応希望」と明記し、「必ず連絡のつく電話番号」も記載して、申請書と一緒にご提出ください。

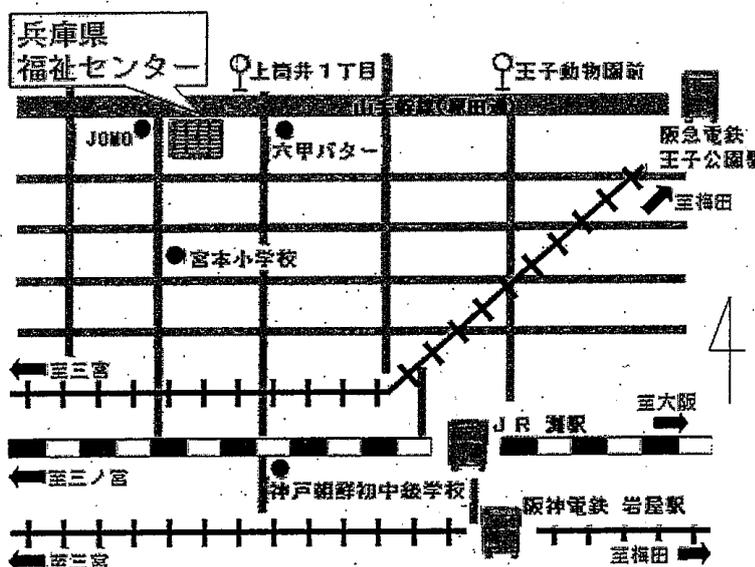
## 兵庫県立知的障害者更生相談所

【住 所】〒651-0062

神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3階

【電 話】(078) 242-0737

【FAX】(078) 242-0736



【JR】灘駅より 徒歩10分

【阪急】王子公園駅より 徒歩10分

【阪神】岩屋駅より 徒歩15分

【JR・阪急・阪神】三宮駅より  
神戸市バス（90・92系統）  
「上筒井1丁目」下車